

北本市卓球連盟規約

(名称および事務局)

第1条 本連盟は、北本市卓球連盟と称し（以下「本会」という）、事務局を会長の指定する場所におく。

(目的)

第2条 本会は卓球の普及および発展を図り、体力および精神の向上に努め、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 卓球の普及・奨励に関すること
- (2) 卓球大会の開催に関すること
- (3) 各種体会等への選手および役員の派遣に関すること
- (4) 会員相互の連絡調整に関すること
- (5) その他、本会において必要と認めた事業

(組織)

第4条 本会は第2条の目的に賛同する卓球愛好者をもって組織する。

- 2 本会に加盟を希望する者は、所定の登録申請を行い、理事会の承認を得て会員（以下「加盟団体」という）として登録する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 書記 3名以内
- (5) 会計 2名
- (6) 監事 2名
- (7) 理事 7名以内
- (8) 評議員 各加盟団体から選出された者
- (9) 顧問 若干名

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会の会務を統轄し、本会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその仕事を代行する。
- (3) 事務局長は会長および副会長を補佐して会務を掌理する。
- (4) 書記は会議の記録をとる。また、事務局長を補佐する。
- (5) 会計は出納事務担当する。
- (6) 監事は会計を監査し、その結果を総会に報告する。

- (7) 理事は会長の指示に従い会務を分掌する。
- (8) 評議員は総会および役員会に出席し、審議・議決する。
- (9) 顧問は本会の事業全般について助言を行う。また、会議に出席して発言することができる。ただし、会議の定数並びに議決には加わらない。

(役員を選出)

第7条 役員を選出は次のとおりとする。

- (1) 会長並びに副会長・事務局長・書記・会計・監事は、理事会が推薦し、総会で決定する。ただし、総会で決定しなかった場合は、会長に一任することができる。
- (2) 理事は理事会の推薦により、加盟団体の中から選出された者とする。
- (3) 評議員は加盟団体から選出された者とする。その員数は当該加盟団体の会員数を基準とする。
- (4) 顧問は会長の推薦があれば、理事会の承認を得て、委託することができる。

(役員任期)

第8条 役員任期は2ヶ年とし、当該年度の4月1日から翌々年の3月末日までとする。

ただし、再任を妨げない。なお、任期満了後でも後任者が就任するまではその業務を行うものとする。また、補欠役員の任期は前任者の残留期間とする。

(会議)

第9条 会議は、総会・理事会および役員会とする。

- 2 総会は、本会の最高議決機関であって本会の役員を持って組織し、毎年一回定期的に開催する。また、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は次に挙げる事項を審議する。
 - (1) 事業計画および事業報告
 - (2) 予算計画および決算報告
 - (3) 本規約で規定した事項
 - (4) その他重要事項
- 4 理事会は、理事以上をもって組織し、総会で委任された事項および本規約で規定した事項を審議執行する。
- 5 役員会は、評議員以上を持って組織し、理事会により委任された事項を審議する。
- 6 会議は会長が召集し、議長にあたる。
- 7 会議は役員定数の過半数をもって成立する。
- 8 会議の議事は、出席役員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

(会計)

第10条 事業に要する費用は、会費および以下の金員をもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 事業負担金（参加費等）
- (3) 補助金
- (4) 賛助会費
- (5) その他

- 2 会費として、各加盟団体は年会費を負担し、本会に納入する。
- 3 事業負担金（参加費等）は都度定める。
- 4 賛助会費は年額1口2,000とする。ただし、その口数および総額は定めない。
- 5 会計年度は、当該年度の4月1日から翌年の3月末日までとする。

（ラージ部門の創設）

第11条 本会にラージボール部を創設し、その取り扱いについては内規に定める。

（規約の変更）

第12条 本規約は総会で出席者の3分の2以上の同意を得てこれを変更することができる。

（附則）

- 1 本規約に定めのないものは、内規により定める他、理事会において決定する。
- 2 本規約は、平成10年4月26日から施行する。
- 3 本規約は、平成11年5月9日から施行する。
- 4 本規約は、平成17年4月16日から施行する。
- 5 本規約は、平成23年4月16日から施行する。
- 6 本規約は、平成24年4月22日から施行する。

北本市卓球連盟内規

1. クラブ登録制度の制定（規約第4条）

北本市卓球連盟（以下「連盟」という）への登録方法について、団体（またはクラブ）に依って登録できることにする。

（1）目的と意義

- 連盟（事務局）と加盟団体との連絡を密にすると共に、広く人材を求め連盟組織の充実に努める。
- 北本市内における卓球愛好者を把握するとともに本制度により連盟活動の発展を図る。
- 加盟団体の会員は連盟の会員として連盟活動に積極的に参加する。

（2）登録資格 当該団体が以下の全項目に該当するものをいう。

- 会員数が2名以上である。
- 会員は北本市内の在住者であるか在勤者（または在学）である。または、在団体（またはクラブ）の登録者である。
- 代表者は市内に在住する、満18歳以上の社会人である。
- その他、連盟が特に認めた団体である。

（3）登録申請

- 複数の団体（またはクラブ）への二重登録は認めない。ただし、交流を妨げない。
- 加盟手続きは別紙様式第1号を用いて行う。

2. 各加盟団体から選出された評議員の員数（規約第5条・第7条）

（1）選出方法は加盟団体に委ねる。

（2）員数は加盟団体の会員数を基準とする。

（基準表）

加盟団体の会員数	評議員数
10名以下	1名
11～20名	2名
21～30名	3名
31～40名	4名
40名以上	5名

（3）最小員数は各加盟団体1名とする。ただし、理事が選出されている場合には、当該理事を評議員数に加えることができる。

3. 顧問（規約第7条）

顧問は原則として連盟の理事職以上の経験者とする。ただし、連盟の目的のため特に必要と認められる場合は、他にも委託することができる。

〈例〉技術指導員、関係団体代表者、医療関係者等

4. 会員（規約10条）

- (1) 連盟に所属する図書・情報・各種の用具並びにその他の連盟に関わるものの管理は事務局長の分掌とする。ただし、会計帳簿類は担当役員が管理とすることができる。
- (2) 文書様式は別に定める。

別紙 様式1号「平成 年度 北本市卓球連盟加盟登録者名簿」

5. 年会費（規約第10条）

加盟団体が負担する年会費は、次のとおりとする。

- (1) 1団体につき 2,000円
- (2) 会員1名につき 200円

6. 奨励金（規約第3条（1））

連盟会員が全国大会に出場する場合は、次のとおりとする。

- (1) 会員1名につき 5,000円
- (2) 所属チーム・団体は問わない。
- (3) 県予選を通過した全国大会とする。

7. ラージ部門（規約第11条）

- (1) 本部会は、北本市卓球連盟ラージボール部と呼ぶ。
- (2) 本部会の事業並びに組織は、連盟規約第3条・第4条を準用する。
- (3) 本部会に次の役員を置く。
 - 1) 部長 1名（連盟会長が連盟役員の中より委嘱）
 - 2) 副部長 1名（連盟会長が部長の推薦により委嘱）
 - 3) 幹事 若干名（連盟会長が部長の推薦により委嘱）
- (4) 部長は必要に応じて部会を開催し、その議長にあたり、議事内容を連盟役員会に報告するものとする。
- (5) 年会費
 - 1) 1団体につき 2,000円
 - 2) 会員1名につき 200円（既連盟加入会員を除く）
- (6) このラージ部門の項に定めのない事項については、連盟規約並びに同内規によるものとする。

（附則）

- (1) この内規は、平成10年4月26日から施行する。
- (2) この内規は、平成12年4月1日から施行する。
- (3) この内規は、平成20年4月19日から施行する。
- (4) この内規は、平成20年4月19日から施行する。
- (5) この内規は、平成24年4月22日から施行する。